

加須市防災会議条例

平成 24 年 9 月 12 日

条 例 第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、加須市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 埼玉県知事の部内の職員
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 市長の部内の職員
- (5) 教育長及び教育委員会事務局の職員
- (6) 消防長、消防団長及び水防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料第2

加須市災害対策本部条例

平成22年3月23日

条例第115号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、加須市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の改正規定（「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める部分に限る。）公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

資料第 3

加須市危機対策会議設置要綱

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(設置)

第 1 条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす災害、事故等、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業、経済等に重大な被害を及ぼす事案（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、加須市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第 3 条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市長とする。
- 3 副議長は、副市長及び教育長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、前項に掲げる者のほか、関係部課長等必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第 4 条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が 2 人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(開設期間等)

第 5 条 市長は、危機の発生等に際し、環境安全部長からの報告を受け、緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、災害対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部又は危機対策本部が開設されると

きは、この限りでない。

2 対策会議を開設した場合は、呼称を定めるものとする。

3 市長は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部若しくは危機対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、環境安全部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長、総務部長、環境安全部長、経済部長、こども局長、福祉部長、健康医療部長、都市整備部長、上下水道部長、各総合支所長、会計管理者、議会事務局長、行政委員会事務局長、生涯学習部長、学校教育部長、秘書課長、財政課長、シティプロモーション課長、埼玉東部消防組合加須消防署長

加須市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 128 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)

第 5 章 補則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡当時において、当該死亡者により主として生計を維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、~~父母~~、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(平成23条例第25・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである

場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損

害(以下「家財の損害」という。)がなく、かつ、住居の損害がない場合
1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加須市災害弔慰金の支給等に関する

条例(昭和 49 年加須市条例第 31 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年騎西町条例第 31 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年北川辺町条例第 325 号)又は大利根町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年大利根町条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

加須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 83 号

目 次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 17 条)

第 5 章 補則(第 18 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加須市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 22 年加須市条例第 128 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲

げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第 5 号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名等の変更届)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を記載した氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年加須市規則第 15 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年騎西町規則 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年北川辺町規則第 42 号)又は大利根町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年大利根町規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

資料第 6

加須市災害見舞金等支給要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 16 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族等に対し、災害見舞金又は弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することにより、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないものをいう。

(受給資格)

第 3 条 災害見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により住民基本台帳に記録されている者とする。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(平成 24 告示 206・一部改正)

(支給区分及び支給額)

第 4 条 災害見舞金等の支給区分及び支給額は、次に掲げるとおりとする。ただし、加須市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 22 年加須市条例第 128 号)第 3 条及び第 9 条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金が生じるときは、災害見舞金等は支給しない。

(1) 家屋の全焼、全壊又は流失 200,000 円

(2) 家屋の半焼又は半壊 100,000 円

(3) 家屋の部分焼又は一部損壊 10,000 円

(4) 家屋の床上浸水 50,000 円

(5) 負傷者 30,000 円

(6) 死亡者 100,000 円

2 前項第 1 号から第 4 号までについては現に居住している建物についてのみ適用する。

3 第 1 項の災害見舞金等の支給は、1 世帯を単位とし、限度額は 30 万円とする。

(申請)

第 5 条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から 14 日以内に罹災証明書等を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、次に定める様式により行うものとする。

区分	名称	事由
様式第 1 号	災害見舞金等支給申請書	前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで該当
様式第 2 号	災害見舞金等支給申請書	前条第 1 項第 5 号該当
様式第 3 号	災害弔慰金支給申請書	前条第 1 項第 6 号該当

(支給の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、被害の程度その他の事由を審査の上、支給の可否を決定し、災害見舞金等支給決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消)

第 7 条 市長は、災害見舞金等の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意又は重大な過失により給付の事由を生じさせたとき。

(2) 申請の内容に偽りがあったとき。

(台帳の備付け)

第 8 条 災害見舞金等の支給事由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳(様式第 5 号)を備えるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに生じた合併前の加須市災害見舞金等支給要綱(平成元年加須市告示 23 号)、騎西町火災見舞金等支給に関する条例(平成 7 年騎西町条例第 4 号)、北川辺町火災救助金支給に関する条例(昭和 38 年北川辺町条例第 106 号)又は大利根町災害救助金支給に関する条例(昭和 49 年大利根町条例第 35 号)(以下これらを「合併前の要綱等」という。)の規定

による災害(施行日前の災害により施行日以後に死亡した場合を含む。)に係る災害見舞金等については、なお合併前の要綱等の例による。

附 則(平成 24 年告示第 206 号)抄
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

資料第 7

加須市り災者応急住宅費補助金交付要綱

平成 22 年 5 月 28 日

告示第 211 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により住家を全焼し、又は亡失し、居住することができなくなった者に対し、居住のための応急住宅の経費に係る補助金を支給することにより、災害を受けた者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の規定の適用を受けないものをいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、災害により、所有している住家を全焼し、又は亡失した世帯の世帯主で次に掲げるものとする。

- (1) 災害発生時において、市内に住所を有する者
- (2) 賃貸住宅(市内の賃貸住宅に限る。以下同じ。)又は自己の所有する土地に設置した仮設応急住宅に居住する者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、賃貸住宅の家賃又は仮設応急住宅設置に係る経費(リースによる場合を含む。)とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に定める賃貸住宅の家賃又は仮設応急住宅設置に係る経費の額(賃貸住宅又はリースによる場合にあっては、2 万円に賃貸住宅又はリースの契約月数(12 箇月を超えるときは、12 箇月)を乗じて得た額)とし、24 万円を限度とする。

(申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、災害により住家を全焼し、又は亡失した日から 30 日以内に、り災者応急住宅補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、賃貸住宅又はリース契約期間が 3 月 31 日を超える期間については、同日から 30 日以内に申請書に次に掲げる書類を添えて、再度市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員が記載されている住民票の写し
 - (2) 申請者の市税の納税証明書又は非課税証明書
 - (3) り災証明書
 - (4) 賃貸住宅の家賃に係る領収書又は仮設応急住宅設置に係る見積書若しくは領収書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果をり災者応急住宅費補助金交付決定・却下通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、り災者応急住宅費補助金交付請求書(様式第 3 号)に賃貸住宅の家賃又は仮設応急住宅設置に係る領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 9 条 市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、その者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料第 8

防災活動拠点一覧【風水害対策編】

1 水害時避難場所

番号	名称	住所	対象地域・地区	大規模水害時の避難可能階数	施設収容可能人数	駐車可能台数	ペット受入
1	市民プラザかぞ	中央 2-4-17	北川辺	2 階以上	3125	165	○
2	加須文化・学習センター(ハストラルかぞ)	上三俣 2255	北川辺	2 階以上	213	390	○
3	加須市民体育館	下三俣 590	北川辺	2 階以上	168	332	○
4	騎西総合体育館(ふじアリーナ)	外川 355	大利根	1 階以上	3209	300	○
5	騎西文化・学習センター(キャッスルきさい)	根古屋 633-10	樋遣川・大越	1 階以上	2165	141	○
6	東武ストア(加須マイン)屋上駐車場	中央 1-1-15	北川辺	屋上	192	96	-
7	加須コミュニティセンター(加須公民館)	南町 3-51	北川辺	2 階以上	190	13	○
8	並木製作所	東栄 1-13-26	北川辺	2 階以上	-	-	×
9	不動岡高校	不動岡 1-7-45	北川辺	2 階以上	160	80	-
101	三俣経済センター	上三俣 590	大利根	2 階以上	40	20	×
10	昭和中学校	北小浜 70	北川辺	2 階以上	716	358	○
11	加須西中学校	馬内 1	北川辺	2 階以上	545	406	○
12	加須クリーンセンター	馬内 1790	北川辺	2 階以上	84	4	×
13	大桑小学校	南大桑 3388-1	北川辺	2 階以上	683	356	○
14	加須平成中学校	南大桑 1860	北川辺	2 階以上	278	310	○
15	JA ほくさい大桑支店	南大桑 2880-1	北川辺	2 階以上	40	20	×
16	南篠崎コミュニティセンター	南篠崎 2-1-6	北川辺	2 階以上	260	70	○
17	ブリヂストンフローテック	南篠崎 1-3-1	北川辺	2 階以上	60	30	×
18	花崎北小学校	花崎北 3-1	北川辺	3 階以上	326	333	○
19	志多見小学校	志多見 633	北川辺	2 階以上	286	303	○
20-1	むさしの村(屋内施設)	志多見 1700-1	北川辺	1 階以上	882	-	×
20-2	むさしの村(駐車場)	志多見 1700-1	北川辺	-	880	440	×
21	川口コミュニティセンター	川口 2-12-1	大利根	2 階以上	200	20	○
22	加須東中学校	花崎 1-22-1	大利根	2 階以上	491	424	○
23	加須げんきプラザ	花崎 456	大利根	2 階以上	281	67	×
24	環境浄化センター	花崎 2046	大利根	2 階以上	45	70	○
25	平成国際大学	水深 2000	大利根	2 階以上	1500	100	○
26	水深小学校	大室 165	大利根	2 階以上	492	279	○
27	JA ほくさい水深支店	大室 575	大利根	2 階以上	60	40	×
28	騎西小学校	騎西 52-3	大利根	2 階以上	338	215	○
29	騎西中学校	騎西 1001	大利根	2 階以上	633	515	○

30	SFA フットボールセンター・彩の国 KAZO ヴィレッジ(旧騎西高校)	騎西 598-1	大利根	1 階以上	2732	600	○
31	田ヶ谷総合センター	上崎 2080-1	大利根	1 階以上	588	77	○
32	田ヶ谷小学校	内田ヶ谷 447-3	大利根	2 階以上	304	223	○
33	種足小学校	中種足 123	大利根	2 階以上	315	248	○
34	センコー（駐車場）	中ノ目 7	大利根	-	60	30	×
35	鴻荃小学校	鴻荃 1596-2	大利根	2 階以上	266	246	○
36	興和（Kowa）（駐車場）	芋荃 1052-1	大利根	-	1600	800	×
37	高柳小学校	上高柳 889	大利根	2 階以上	266	294	○
38	加須小学校	本町 4-25	樋遣川	2 階以上	546	273	○
39	三俣小学校	北小浜 850	樋遣川	3 階以上	286	312	○
40	加須南小学校	下高柳 1991	樋遣川	2 階以上	320	301	○
41	不動岡小学校	不動岡 798	大越	3 階以上	164	319	○
42	礼羽小学校	礼羽 560	大越	2 階以上	492	246	○
●市外広域避難場所							
43	栃木市立藤岡小学校	栃木県栃木市藤岡町藤岡 1500	北川辺	1 階以上	-	-	非該当
44	群馬県立館林高等学校	群馬県館林市富士原町 1241	北川辺	1 階以上	-	-	非該当
45	群馬県立館林女子高等学校	群馬県館林市尾曳町 6-1	北川辺	2 階以上	-	-	非該当
46	公立館林高等看護学院	群馬県館林市苗木町 2497-1	北川辺	2 階以上	-	-	非該当
●水害時【緊急】避難場所							
47	開智未来中学・高校	麦倉 1238	北川辺	4 階以上	70	35	非該当
48	藤倉コンポジット(株)	新利根 1-4-4	大利根	2 階以上	-	30	非該当
49	大利根中学校	北下新井 1705-1	大利根	3 階以上	262	287	非該当
50	(株)サンヨーメデイカル	豊野台 2-510-5	大利根	2 階以上	-	10	非該当
51	大光電機（株）関東商品センター	豊野台 1-471-5	大利根	3 階以上	-	10	非該当
52	樋遣川小学校	下樋遣川 427	樋遣川	3 階以上	164	179	非該当
53	加須北中学校	上樋遣川 4128	樋遣川・大越	3 階以上	78	340	非該当
●福祉避難所							
54	加須センターホテル	中央 1-7-50		2 階以上	-	-	非該当
55	加須第一ホテル	中央 2-9-11		2 階以上	-	-	非該当
56	久下けやきハウス	久下 3-6-1		2 階以上	5	-	非該当
57	ケアビレッジ シャローム	岡古井 73		2 階以上	5	-	非該当
58	十善病院介護医療院	愛宕 1-9-16		2 階以上	15	-	非該当
59	あいせんハイム	水深 869-17		2 階以上	10	-	非該当
60	多賀谷寿光園	上崎 2037-1		1 階以上	5	-	非該当
61	虹の園	上崎 2047-1		1 階以上	5	-	非該当

2 防災倉庫

防災倉庫			主な備蓄品
1	三俣防災倉庫	北小浜 1005-2	備蓄食料、毛布、発電機、簡易トイレ、釜、燃料など
2	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780 番地 1	備蓄食料、飲料、毛布など
3	騎西総合体育館内	外川 355	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、釜、救急セットなど
4	伊賀袋防災倉庫	伊賀袋地先	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、土のうなど
5	道の駅かぞわたらせ物産施設	小野袋 1737	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、発電機など
6	大高島地区河川防災ステーション	飯積地先	備蓄食料、ろ水機など
7	大利根総合支所敷地	北下新井 1679-1	備蓄食糧、土のう袋、吸水土のう、毛布、発電機、ゴムボート、ローソク、ハンドマイク、ヘルメット、簡易用トイレ、浄水器、飲料水袋、給水タンク、レスキューセットなど
8	大利根第 2 浄水場	北下新井 1578-1	

3 救援物資集積所

救援物資集積所			可能階数
1	市民体育館	下三俣 590	2F 以上
2	騎西総合体育館(ふじアリーナ)	外川 355	2F 以上
3	藤畑地区スーパー堤防(道の駅かぞわたらせ)	小野袋 1737	-
4	大利根総合福祉会館	琴寄 903	2F 以上

4 防災ヘリポート

防災ヘリポート		
1	市民運動公園(陸上競技場)	下三俣 590
2	平成国際大学	水深大立野 2000
3	大越水防拠点	外野地先
4	騎西中央公園	騎西 961
5	北川辺中学校(校庭)	麦倉 3705
6	伊賀袋水防拠点	伊賀袋地先
7	大高島地区河川防災ステーション	飯積地先
8	大利根運動公園(野球場及び自由広場)	北下新井 684-1
9	新川通地区河川防災ステーション	新川通地先

5 医療救護所・感染者隔離室

医療救護所・感染者隔離室			可能階数
1	加須保健センター	諏訪 1 丁目 3-6	2F 以上
2	騎西健康福祉センター	下崎 404-1	一時避難
3	北川辺健康福祉センター	柳生 66-1	一時避難
4	大利根健康福祉センター	琴寄 901-1	2F 以上
5	医療診断センター	富士見町 5-38	一時避難
6	国民健康保険北川辺診療所	柳生 66-1	一時避難

6 自衛隊受入先・緊急消防援助隊活動拠点

自衛隊受入先・緊急消防援助隊活動拠点				可能階数
1	加須文化・学習センター（ハストラルかぞ）	上三俣 2255	建物・駐車場	2F以上
2	騎西総合公園（ふじアリーナ）	外川 335、355	建物・駐車場	2F以上

7 野営可能場所（自衛隊・消防援助隊）

野営可能場所（自衛隊・消防援助隊）			
1	加須文化・学習センター（ハストラルかぞ）（駐車場）	上三俣 2255	自衛隊・消防援助隊
2	騎西総合公園（ふじアリーナ）（駐車場）	外川 335、355	消防援助隊
3	環境科学国際センター（駐車場）	上種足 914	自衛隊・消防援助隊
4	北川辺中学校	麦倉 3705	自衛隊
5	伊賀袋水防拠点	伊賀袋地先	自衛隊・消防援助隊
6	大利根運動公園	北下新井 684-1	自衛隊

8 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅建設候補地		
1	市民運動公園（野球場及び多目的広場）	下三俣 590
2	花崎北公園	花崎北 2-1
3	久下公園	久下 1-23
4	ふるさと広場	中種足 1230-1
5	利根コミュニティ広場	麦倉 2820-1
6	柏戸スポーツ公園	柏戸 2019
7	旧川ふるさと公園	伊賀袋地内
8	大利根運動公園多目的グラウンド	北下新井 684-1
9	童謡のふる里おおとね野菊公園	旗井 1385

9 災害廃棄物仮置場

災害廃棄物仮置場			
1	藤ノ木公園	鴻荃 3208	公園
2	大利根西部公園	新利根 1-4-1	公園
3	大利根運動公園	北下新井 684-1	多目的広場

10 災害廃棄物仮置場候補地

災害廃棄物仮置場候補地			
1	加須北部公園	古川 2-6-1	公園
2	けやき公園	西ノ谷 800	公園
3	田ヶ谷サンスポーツランド	上崎 1850-1	野球場
4	古宮公園	正能 4	野球場
5	大利根運動公園	北下新井 684-1	野球場
6	豊野台公園	豊野台 2-725-3	野球場

11 遺体安置所

遺体安置所		
1	南篠崎コミュニティセンター	南篠崎 2-1-7
2	田ヶ谷総合センター	上崎 2080-1
3	北川辺体育館	柏戸 2037
4	大利根文化体育館	北下新井 684-1
5	南篠崎コミュニティセンター	南篠崎 2-1-7

資料第 9

災害用備蓄品一覧

種別	品目
食料品	ビスケット
	ビスケット（アレルギー対応用）
	クラッカー
	アルファ米（田舎ごはん）個装
	お粥
	パン
	飲料水（500ml）
生活必需品	粉ミルク
	哺乳瓶
	携行トイレ
	生理用品（30 枚入）
	トイレットペーパー
	大人用オムツ
	乳幼児用オムツ
感染予防品	マスク（50 枚入り）
	消毒液 500ml
	非接触型体温計
	フェイスシールド
	ハンドソープ
	ビニール手袋
防災用品	ガソリン缶詰
	ヘルメット（市章付）
	LEDヘッドライト
	誘導灯

防災用品	携帯充電器
	多目的ロープ
	ローソク
	清拭ぬれタオル
	ブルーシート
	災害用土嚢袋
	担架
	ストーブ
	回転釜（ガスバーナー一体式）
	大釜、移動式釜
	しゅう酸実用なべ
	ガスバーナセット
発電機等	発電機
	投光機
	投光機三脚
	コードリール
	ガソリン携行缶
	携帯電話用充電バッテリー
	灯油ポンプ
避難場所用品	避難者カード [※] /文具等セット・ゴミ袋・防災掲示板用シートなど
	メガホン
	LEDランタン
	懐中電灯
	ルミカライト
	ラジオ

避難場所用品	軍手
	乾電池
	ビブス
	レスキューシート
	ベビーベッド
	ベビーチェア(各男女トイレ)
	台車
	段ボール
	段ボールベット
	弾性ストッキング
	大型扇風機
	名札(ケース・ひも付き)
	毛布
	避難所用マット
	避難所間仕切り(個別)
	避難所間仕切り(テントタイプ)
	簡易トイレ(ダンボール型)

福祉避難所用品	消臭簡易トイレ(電気式)
	入替分:消臭簡易トイレ(電気式)専用フィルム
	トイレ囲い
	多目的トイレ用テント
	立入禁止テープ
福祉避難所用品	ゴミ箱
	コミュニケーション支援ボード
	車イス
	災害用バンダナ
	簡易ベッド(段ボールベット)
	スロープ(段差用)
	簡易トイレ(手すり付)
	多目的トイレ用テント
救助用品	救助用ボート
	救命胴衣

避難所の鍵の管理及び備品等の保管場所一覧

令和 3 年 3 月 31 日現在

No	地区	避難場所	鍵の管理	警備		食糧等保管場所	備蓄品
				体育館	校舎		
1	加須	加須小学校	・各学校 ・危機管理防災課 ・地域振興課（各総合支所） ・災害地区支援班（班長）	セコム		南側校舎屋上入階段踊り場 体育館ステージ上手 2 階	●校舎： 災害支援班事務用品、 携帯ラジオ、 懐中電灯、 コードリール、水、 アルファ米、 ビスケット、 トイレットペーパー、 毛布、救急箱、 段ボール 担架など
2	加須南	加須南小学校				校舎 3 階通路、踊り場（鍵）	
3	不動岡	不動岡小学校				校舎 4 階屋上階段踊り場	
4	三俣	三俣小学校				体育館 2 階北側通路奥（鍵） 校舎東側階段 屋上踊り場	
5	礼羽	礼羽小学校				北側校舎 1 階通路、踊り場 南側校舎屋上入口階段踊り場	
6	大桑	大桑小学校				体育館ステージ上手	
7	花崎北	花崎北小学校				校舎 4 階資料室（鍵） 校舎 1 階多目的スペース	
8	水深	水深小学校				校舎 3 階家庭科準備室（鍵）	
9	志多見	志多見小学	・学校開放事業用（地元に委託）	ALSOK		校舎 3 階家庭科室内準備室（鍵）	
10	騎西	騎西小学校		無	ALSOK	校舎 3 階児童会室（鍵） 校舎西側別棟倉庫（鍵）	
11	田ヶ谷	田ヶ谷小学校				体育館 2 階下手壇上脇（鍵）	
12	種足	種足小学校			セコム	体育館北側別棟倉庫（鍵）	
13	鴻荃	鴻荃小学校				校舎 3 階視聴覚室（鍵）	
14	高柳	高柳小学			ALSOK	校舎 3 階家庭科準備室（鍵）	

防災倉庫

地域	場 所	主な備蓄品	鍵の管理
加 須	北小浜 1005-2（三俣防災倉庫）	備蓄食料、毛布、発電機、簡易トイレ、釜、燃料など	危機管理防災課
騎 西	外川 355（ふじアリーナ内）	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、釜、救急セットなど	スポーツ振興課
北川辺	伊賀袋水防拠点（伊賀袋地先）	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、土のう、紙おむつなど	地域振興課 （北川辺）
	道の駅かぞわたらせ物産施設（小野袋 1737）	備蓄食料、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、発電機など	
	大高島地区河川防災ステーション（加須市飯積地先）	備蓄食料、ろ水機、紙おむつなど	
大利根	北下新井 1679-1（大利根総合支所敷地）	備蓄食料、土のう袋、吸水土のう、毛布、発電機、ゴムボート、ローソク、ハンドマイク、ヘルメット、簡易用トイレ、浄水器、飲料水袋、給水タンク、レスキューセットなど	地域振興課 （大利根）
	北下新井 1578-1（大利根第2浄水場）		上下水道課

1 自治体間の相互応援協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 10 年 5 月	近隣市町	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、ボランティアのあっ旋、被災者の一時収容のための施設の提供等
2	平成 19 年 5 月	埼玉県内市町村	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、施設の提供、被災傷病者の受入れ、ボランティア受付及び活動調整、応急教育の受入れ等
3	平成 25 年 1 月 21 日	栃木県さくら市	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、ボランティアのあっ旋、児童生徒の受入れ、被災者に対する住宅のあっ旋等
4	平成 26 年 8 月 1 日	本庄市・群馬県渋川市	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、ボランティアのあっ旋、児童生徒の受入れ、被災者に対する住宅のあっ旋等
5	平成 26 年 8 月 1 日	福島県喜多方市	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、ボランティアのあっ旋、児童生徒の受入れ、被災者に対する住宅のあっ旋、ホームページの代理掲載等
6	平成 29 年 10 月 16 日	関東どまんなかサミット会議（古河市・栃木市・小山市・野木町・板倉町）	物資・資機材・車両等の提供、避難場所・避難場所の相互利用、職員の派遣、ボランティアのあっ旋、児童生徒の受入れ、被災者に対する住宅のあっ旋等 (H27. 1. 28 古河市・野木町・板倉町、H28. 5. 27 栃木市、H29. 10. 16 小山市)
7	平成 30 年 12 月 15 日	茨城県水戸市	原子力災害における水戸市民の県外広域避難の受入
8	平成 31 年 2 月 4 日	利根川両岸 3 市 3 町（群馬県板倉町、明和町、千代田町、埼玉県行田市、羽生市）	物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣、被災者を一時収容する施設の提供、児童生徒の受入れ等
9	令和 2 年 2 月 7 日	群馬県館林市	被災者を一時収容する施設等の提供、物資・資機材・車両等の提供、職員の派遣等

2 物資の供給に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 3 年 8 月 29 日	北川辺商工会	物資供給
2	平成 6 年 9 月	騎西商工会	物資供給
3	平成 17 年 11 月 15 日	(株) イトーヨーカ堂	応急生活物資として保有商品を優先供給
4	平成 18 年 2 月 14 日	ほくさい農業協同組合	応急生活物資として保有商品を優先供給
5	平成 18 年 3 月 23 日	(株) レンタルのニッケン	応急対策物資として保有商品を優先供給
6	平成 18 年 6 月 8 日	日建リース工業 (株)	応急対策物資として保有商品を優先供給
7	平成 21 年 11 月 1 日	(株) カインズ	応急対策物資として保有商品を優先供給
8	平成 21 年 11 月 1 日	(株) ベイシア	応急対策物資として保有商品を優先供給

9	平成 22 年 10 月 29 日	三国コカ・コーラボトリング（株）	災害時に地域貢献型自動販売機内の在庫を無償提供、飲料水の優先的な安定供給
10	平成 23 年 3 月 10 日	NPO 法人 コメリ災害対策センター	物資の優先供給
11	平成 24 年 2 月 13 日	生活協同組合コープみらい	応急生活物資として保有商品を優先供給、物資運搬車両を確保等
12	平成 24 年 6 月 12 日	（株）セキ薬品	応急生活物資として保有商品を優先供給
13	平成 26 年 4 月 3 日	埼玉県石油協同組合東部北支部加須班	燃料等を優先供給
14	平成 28 年 8 月 8 日	（株）ゼンリン	地図製品等を供給、住宅地図・広域図等を貸与
15	平成 29 年 1 月 13 日	コーワ（株）	避難場所運営等に必要な、段ボール製品を供給
16	平成 29 年 1 月 27 日	トータルリビングあかさか	避難場所等への寝具類の供給
17	平成 29 年 5 月 23 日	（株）湖池屋 関東工場	避難場所等への菓子類の供給
18	平成 31 年 1 月 8 日	三協フロンテア株式会社	避難場所等への仮設トイレ等に使用できるユニットハウスの供給
19	令和 2 年 2 月 22 日	埼玉県 LP ガス協会加須支部	LP ガス等を避難場所等へ優先供給
20	令和 3 年 3 月 19 日	（株）ナフコ	災害時に物資を供給

3 輸送に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 24 年 7 月 5 日	埼玉県トラック協会北埼支部	応急対策及び自治体間の相互応援措置のための、貨物自動車による緊急輸送
2	平成 29 年 2 月 1 日	(有)富士自動車	被災者等をバスを用いて迅速に輸送する
3	平成 29 年 2 月 15 日	（株）むさしの村	被災者等をバスを用いて迅速に輸送する
4	平成 29 年 3 月 1 日	さくら観光バス（株）	被災者等をバスを用いて迅速に輸送する
5	平成 29 年 3 月 9 日	富士観光バス（株）	被災者等をバスを用いて迅速に輸送する
6	平成 29 年 12 月 8 日	T C B 観光（株）	被災者等をバスを用いて迅速に輸送する

4 災害復旧に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 20 年 6 月	加須市騎西地域防災協力協議会	道水路施設・給水施設の復旧等により、災害対策を支援
2	平成 22 年 12 月 13 日	埼玉県電気工事工業組合	公共施設等の電気設備等の復旧活動、電気に係る事故防止等
3	平成 24 年 10 月 1 日	大利根防災協会	道水路施設・給水施設の復旧等により、災害対策を支援
4	平成 26 年 12 月 18 日	加須市防災協力建設安全協議会	道水路施設・給水施設の復旧等により、災害対策を支援
5	平成 27 年 4 月 28 日	加須市北川辺防災協力会	道水路施設・給水施設の復旧等により、災害対策を支援
6	令和 2 年 10 月 20 日	東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	大規模停電発生時の早期復旧等に係る協力

5 救急救護に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 27 年 4 月 20 日	一般社団法人加須医師会	医療救護班の派遣、傷病者の傷病程度の判定、応急処置等
2	平成 27 年 4 月 20 日	加須市歯科医師会	医療救護班の派遣、傷病者の歯科医療の判定、応急処置、身元確認等の協力等
3	平成 27 年 4 月 20 日	加須市薬剤師会	医療救護班の派遣、傷病者への調剤・服薬指導、医薬品等の仕分け・管理等

6 放送に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 12 年 4 月 1 日	加須市アマチュア無線クラブ	大規模災害時において、情報の収集・伝達への協力
2		本庄市アマチュア無線クラブ	
3		渋川市アマチュア無線非常通信協議会	
4	平成 22 年 6 月 7 日	東京電力パワーグリッド（株）春日部支社・下館支社	大規模災害等による停電が発生した場合に、市の防災行政無線により、住民に対し通報

7 報道に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 28 年 6 月 27 日	ヤフー（株）	災情報をヤフーに提供し、ヤフーサービス上に掲載してもらい周知

8 郵便局との協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 28 年 9 月 16 日	加須郵便局及び栗橋郵便局	災害発生時の郵便業務に係る料金免除などの災害特別事務の取り扱い、災害情報の相互提供等、避難場所における臨時郵便差出箱の設置（全 15 郵便局）

9 避難場所として使用する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 8 年 1 月	むさしの村	災害時に避難場所として提供
2	平成 13 年 8 月～ 平成 14 年 1 月	ブリヂストンフローテック（株）	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
3		加須第一ホテル	
4		加須センターホテル	
5		（株）並木製作所	
6	平成 22 年 9 月 1 日	埼玉県立騎西特別支援学校	災害時に避難施設として使用
7	平成 23 年 3 月 15 日	埼玉県立不動岡高等学校	災害時に避難場所として使用
8	平成 23 年 3 月 29 日	埼玉県行田県土整備事務所	加須はなさき公園を避難地として使用、耐震性貯水槽・非常用井戸・浄水装置等の防災施設の使用
9	平成 25 年 8 月 1 日	開智未来中学・高等学校	風水害時に避難施設として使用

10	平成 26 年 3 月 25 日	学校法人 佐藤栄学園 平成国際大学	災害時に、大学が所有する施設等の提供、大学周辺の住民及び帰宅困難者の受入れ、学生が行うボランティアの募集及びあつ旋等
11	平成 28 年 11 月 16 日	(株) サンヨーメディカル	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
12	平成 28 年 12 月 20 日	大光電機 (株) 関東商品センター	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
13	平成 29 年 3 月 8 日	センコー (株)	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
14	平成 29 年 3 月 31 日	ほくさい農業協同組合	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
15	平成 29 年 12 月 1 日	藤倉コンポジット (株)	所有建築物を洪水時の避難場所として指定・利用
16	平成 31 年 2 月 5 日	公益財団法人埼玉県サッカー協会	管理する建築物を災害時の避難場所として指定・利用
17	令和 2 年 3 月 31 日	埼玉県立加須げんきプラザ	所有建築物を災害時の避難場所として指定・利用
18	令和 2 年 6 月 29 日	興和株式会社	所有する土地を水害時の避難場所として指定・利用
19	令和 3 年 1 月 11 日	東武ストア	所有する建物を水害時の避難場所として指定・利用

10 復旧その他に関する協定

No.	締結年月日	協定締結先	協定概要
1	平成 22 年 12 月 17 日	国土交通省関東地方整備局	災害時における、各種情報の交換、情報連絡員の派遣等の協力
2	平成 24 年 2 月 13 日	埼玉土地家屋調査士会	災害時における、家屋の被害認定調査、り災証明書についての市民からの相談への協力
3	平成 24 年 6 月 4 日	埼玉県加須警察署	大規模災害発生時において、加須警察署が活動拠点として市の施設を一時使用
4	平成 28 年 8 月 4 日	埼玉司法書士会	被災者等相談を行う司法書士の派遣
5	平成 28 年 12 月 1 日	東電タウンプランニング (株)	民間企業に電柱広告を地域情報と併せて記載する
6	平成 30 年 3 月 19 日	KiesS Works	災害時におけるドローンを活用した情報収集
7	平成 30 年 3 月 26 日	埼玉県行政書士会	災害時における行政書士の行う業務に関する相談等の被災者支援
8	平成 31 年 3 月 26 日	加須市環境サービス業組合	災害時に発生する廃棄物の処理

第一次特定緊急輸送道路（県指定）

No	管理者	路線番号	路線名	区 間
①	東日本 高速	高速	東北自動車道	川口 J C T ～羽生市下村君（群馬県境）
②	埼玉県	122	一般国道 122 号	蓮田市東（122 号との交差点）～羽生市上新郷（群馬県境）
③	埼玉県	125	一般国道 125 号	久喜市高柳（125 号との交差点）～加須市北小浜（125 号との交差点）
④	埼玉県	125	一般国道 125 号	加須市北小浜（125 号との交差点）～羽生市下川崎（122 号との交差点）
⑤	埼玉県	354	一般国道 354 号	加須市柳生（群馬県境）～加須市柏戸（佐野古河線との交差点）
⑥	埼玉県	354	一般国道 354 号	加須市柏戸（佐野古河線との交差点）～加須市向古河（茨城県境）

第二次緊急輸送道路（県指定）

No	管理者	路線番号	路線名	区 間
⑦	加須市	112	市道 112 号線	加須市三俣二丁目 1 番地 1～加須市三俣二丁目 4 番地 2
⑧	加須市	134	市道 134 号線	加須市大桑一丁目 1 番 1～加須市大桑一丁目 15 番
⑨	加須市	244	市道 244 号線	加須市豊野台二丁目 717 番地 8～加須市豊野台二丁目 717 番地 6
⑩	加須市	3856	市道騎 3856 号線	加須市芋茎 1248-11～加須市芋茎 1248-11
⑪	埼玉県	9	主要地方道佐野古河線	加須市小野袋（群馬県境）～加須市柏戸（加須北川辺線との交差点）
⑫	埼玉県	38	主要地方道加須鴻巣線	加須市大門町（加須警察署）～加須市騎西（122 号との交差点）
⑬	埼玉県	38	主要地方道加須鴻巣線	加須市騎西（122 号との交差点）～鴻巣市天神（17 号との交差点）
⑭	埼玉県	46	主要地方道加須北川辺線（埼玉大橋通り）	加須市三俣 2 丁目（125 号との交差点）～加須市柏戸（354 号との交差点）
⑮	埼玉県	84	主要地方道羽生栗橋線	加須市北平野（砂原北大桑線との交差点）～大利根総合支所
⑯	埼玉県	346	一般県道砂原北大桑線	加須市北平野（羽生栗橋線との交差点）～加須市北大桑（125 号との交差点）
⑰	埼玉県	370	一般県道北中曽根北大桑線	加須はなさき水上公園～加須市北大桑（125 号との交差点）
⑱	埼玉県	46	主要地方道加須北川辺線（埼玉大橋通り）	加須市柏戸（354 号との交差点）～加須市柏戸（佐野古河線との交差点）

⑲	埼玉県	149	一般県道加須菖蒲線	加須市三俣 2 丁目(125 号との交差点)～加須市睦町(加須停車場線との交差点)
⑳	埼玉県	316	一般県道阿佐間幸手線	加須市間口 715-1～久喜市高柳
㉑	埼玉県	411	一般県道加須停車場線	加須市大門町(加須鴻巣線との交差点)～加須市睦町(加須菖蒲線との交差点)

緊急輸送道路(市指定)

No	管理者	路線番号	路線名	区 間
㉒	埼玉県	38	主要地方道加須鴻巣線 (志多見砂丘通り)	加須市大門町(加須鴻巣線との交差点)～加須市志多見(122 号との交差点)
㉓	埼玉県	128	一般県道羽生熊谷線	加須市志多見(122 号との交差点)～加須市串作(羽生市境)
㉔	埼玉県	368	一般県道飯積向古河線	加須市飯積(麦倉川俣停車場線との交差点)～加須市麦倉(加須北川辺線の交差点) 加須市栄(市道 208 号線との交差点)～加須市向古河(市立北川辺東小学校)
㉕	埼玉県	415	一般県道柳生停車場線	加須市柳生(市道 162 号線との交差点)～加須市麦倉(麦倉川俣停車場線との交差点)
㉖	埼玉県	369	一般県道麦倉川俣停車場線 (北川辺中央通り)	加須市麦倉(加須北川辺線との交差)～加須市飯積(板倉町境)
㉗	埼玉県	60	主要地方道羽生外野栗橋線 (こいのぼり通り)	加須市大越(羽生市境)～加須市旗井(久喜市境)
㉘	埼玉県	346	一般県道砂原北大桑線	加須市砂原(羽生外野栗橋線との交差点)～加須市北平野(羽生栗橋線との交差点)
㉙	埼玉県	84	主要地方道羽生栗橋線	加須市町屋新田(羽生市境)～加須市北平野(県道砂原北大桑線との交差点) 加須市北下新井(大利根総合支所)～加須市旗井(羽生外野栗橋線との交差点)
㉚	埼玉県	366	一般県道三田ケ谷礼羽線	加須市不動岡(125 号との交差点)～加須市不動岡 2 丁目(県道加須羽生線との交差点)
㉛	埼玉県	129	主要地方道加須羽生線 (不動尊通り)	加須市不動岡 2 丁目(県道三田ケ谷礼羽線との交差点)～加須市不動岡 1 丁目(県道加須鴻巣線との交差点)
㉜	埼玉県	152	一般県道加須幸手線	加須市中央 2 丁目(県道加須鴻巣線との交差点)～加須市南篠崎(125 号との交差点) 加須市南大桑(北中曽根北大桑線との交差点)～加須市鳩山町(久喜市境)
㉝	埼玉県	370	一般県道北中曽根北大桑線	加須市水深(加須はなさき公園)～加須市水深(県道久喜騎西線との交差点)

③④	埼玉県	149	一般県道加須菖蒲線	加須市東栄2丁目（県道加須幸手線との交差点）～加須市芋莖（市道160号線との交差点）
③⑤	埼玉県	305	一般県道礼羽騎西線	加須市愛宕2丁目（県道加須鴻巣線との交差点）～加須市正能（県道久喜騎西線との交差点）
③⑥	埼玉県	151	一般県道久喜騎西線	加須市騎西（122号との交差点）～加須市北辻（久喜市境）
③⑦	埼玉県	308	一般県道内田ケ谷鴻巣線	加須市内田ケ谷（県道騎西鴻巣線との交差点）～加須市上崎（市道145号線との交差点）
③⑧	埼玉県	313	一般県道北根菖蒲線	加須市上種足（県道加須鴻巣線との交差点）～加須市中種足（市道158号線との交差点）
③⑨	加須市	107	市道107号線 （北川辺中央通り）	加須市麦倉（県道加須北川辺線との交差点）～加須市向古河（県道飯積向古河線との交差点）
④⑩	加須市	112	市道112号線 （やぐるま街道）	加須市大越（県道羽生外野栗橋線との交差点）～加須市三俣1丁目（125号との交差点） 加須市三俣2丁目（加須市役所入口）～加須市三俣2丁目（県道加須鴻巣線との交差点）
④⑪	加須市	116	市道116号線	加須市旗井（大利根東小学校）～加須市旗井（県道羽生外野栗橋線との交差点）
④⑫	加須市	119	市道119号線	加須市細間（県道砂原北大桑線との交差点）～加須市琴寄（市道123号線との交差点）
④⑬	加須市	122	市道122号線	加須市北下新井（市道119号線との交差点）～加須市北下新井（大利根第2浄水場）
④⑭	加須市	123	市道123号線 （さくら通り）	加須市琴寄（市道119号線との交差点）～加須市北下新井（県道羽生栗橋線との交差点） 加須市間口（125号との交差点）～加須市川口2丁目（市道135号線との交差点）
④⑮	加須市	128	市道128号線 （テクノタウン通り）	加須市北下新井（県道羽生栗橋線との交差点）～加須市間口（125号との交差点）
④⑯	加須市	135	市道135号線	加須市南大桑（県道北中曽根北大桑線との交差点）～加須市川口2丁目（市道123号線との交差点）
④⑰	加須市	137	市道137号線	加須市花崎北1丁目（市道254号線との交差点）～加須市南篠崎1丁目（市道138号線との交差点）

④⑧	加須市	138	市道 138 号線	加須市南篠崎 1 丁目（市道 138 号線との交差点）～加須市南篠崎（県道加須幸手線との交差点）
④⑨	加須市	144	市道 144 号線	加須市馬内（県道礼羽騎西線との交差点）～加須市志多見（市道 145 号線との交差点）
⑤⑩	加須市	145	市道 145 号線 (KAZO ヲ イレヅィ 通り)	加須市志多見（市道 144 号線との交差点）～加須市志多見（県道熊谷羽生線との交差点） 加須市騎西（122 号との交差点）～加須市上崎（県道内田ヶ谷鴻巣線との交差点）
⑤⑪	加須市	146	市道 146 号線	加須市道地（122 号との交差点）～加須市内田ヶ谷（県道騎西鴻巣線との交差点）
⑤⑫	加須市	150	市道 150 号線 (あじさい通り)	加須市根古屋（加須鴻巣線との交差点）～加須市正能（県道久喜騎西線との交差点）
⑤⑬	加須市	158	市道 158 号線	加須市騎西（122 号との交差点）～加須市中種足（県道北根菖蒲線との交差点）
⑤⑭	加須市	160	市道 160 号線	加須市芋莖（122 号線との交差点）～加須市芋莖（市道 161 号線との交差点）
⑤⑮	加須市	161	市道 161 号線	加須市芋莖（市道 160 号線との交差点）～加須市芋莖（市道 277 号線との交差点）
⑤⑯	加須市	208	市道 208 号線	加須市栄（市道 108 号線との交差点）～加須市栄（県道飯積向古河線との交差点）
⑤⑰	加須市	209	市道 209 号線	加須市伊賀袋（伊賀袋スーパー堤防）～加須市駒場（市道 210 号線との交差点）
⑤⑱	加須市	210	市道 210 号線 (旧川通り)	加須市駒場（市道 209 号線との交差点）～加須市栄（飯積向古河線との交差点）
⑤⑲	加須市	216	市道 216 号線 (カスリーンロード)	加須市外記新田（県道羽生外野栗橋線との交差点）～加須市新川通（市道 116 号線との交差点）
⑥⑩	加須市	254	市道 254 号線	加須市花崎北 1 丁目（市道 137 号線との交差点）～加須市花崎北 1 丁目（北中曽根北大桑線との交差点）
⑥⑪	加須市	277	市道 277 号線	加須市芋莖（市道 161 号線との交差点）～加須市戸室（市道 158 号線との交差点）
⑥⑫	加須市	1390	市道北 1390 号線	加須市麦倉（県道加須北川辺線との交差点）～加須市栄（市道 108 号線との交差点）
⑥⑬	加須市	5108	市道 5108 号線	加須市水深（平成国際大学入口）～加須市水深（久喜市境）

資料第 16

自主防災組織の設立状況

令和 3 年 5 月 31 日現在

No.	加須地域		騎西地域		北川辺地域		大利根地域	
	組織名	設立年月日	組織名	設立年月日	組織名	設立年月日	組織名	設立年月日
1	不動岡三丁目自主防災会	平成 14 年 3 月 19 日	戸室 11 区安心・安全の会	平成 20 年 3 月 23 日	飯積自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	大利根ハイツ区自主防災会	平成 18 年 12 月 27 日
2	三俣第一区自主防災会	平成 14 年 3 月 19 日	外田ヶ谷 2 区自主防災防犯の会	平成 20 年 4 月 1 日	麦倉北自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	新川通上地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
3	戸川自主防災会	平成 15 年 1 月 1 日	道地自主防災防犯の会	平成 20 年 4 月 1 日	麦倉中自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	新川通下地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
4	大越第三区自主防災会	平成 15 年 2 月 12 日	中種足 2 区防災組織安心・安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	麦倉南自主防災会	平成 19 年 3 月 25 日	外記新田地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
5	南小浜自主防災会	平成 16 年 11 月 28 日	中種足 3 区安心、安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	元久保自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	リビエルコート防災対策本部	平成 19 年 4 月 1 日
6	中樋遣川自主防災会	平成 17 年 1 月 12 日	中種足 4 区安心、安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	柳生北自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	砂原地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
7	油井ヶ島自主防災会	平成 17 年 11 月 7 日	上種足 5 区安心、安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	柳生南自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	佐波地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
8	川口自主防災会	平成 18 年 1 月 22 日	上種足 6 区安心、安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	藤畑自主防災会	平成 19 年 3 月 10 日	弥兵衛地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
9	ライオンズガーデン花崎自主防災会	平成 18 年 4 月 1 日	上種足 8 区安心、安全の会	平成 20 年 4 月 1 日	小野袋自主防災会	平成 19 年 3 月 26 日	細間団地自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
10	南町二区自主防災会	平成 18 年 10 月 1 日	戸室 10 区安全安心の会	平成 20 年 4 月 1 日	柏戸自主防災会	平成 19 年 3 月 26 日	北平野地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
11	南町三・四区自主防災会	平成 18 年 11 月 1 日	立山防災委員会	平成 20 年 4 月 1 日	向古河自主防災会	平成 19 年 10 月 1 日	北下新井中区防災会	平成 19 年 4 月 1 日
12	南町一区自主防災会	平成 18 年 11 月 20 日	正能 1 区自主防災防犯組織	平成 20 年 4 月 1 日	伊賀袋自主防災会	平成 19 年 10 月 1 日	砂場地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
13	南篠崎自主防災会	平成 19 年 2 月 25 日	名倉自主防災防犯会	平成 20 年 4 月 1 日	駒場自主防災会	平成 19 年 3 月 12 日	富士見台地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
14	東栄一丁目自主防災会	平成 20 年 1 月 19 日	外田ヶ谷 1 区自主防災防犯会	平成 20 年 4 月 1 日	栄東自主防災会	平成 19 年 3 月 12 日	琴寄本田地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
15	大越第一区自主防災会	平成 20 年 2 月 10 日	上高柳中地区防災防犯組織	平成 20 年 4 月 14 日	本郷自主防災会	平成 19 年 3 月 12 日	琴寄新田地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
16	大越第二区自主防災会	平成 20 年 2 月 10 日	日出安地区自主防災防犯の会	平成 20 年 5 月 31 日	大曾自主防災会	平成 19 年 3 月 22 日	阿佐間地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
17	土手自主防災会	平成 20 年 3 月 8 日	ファミリータウン藤の里自主防災組織	平成 20 年 6 月 1 日	高野自主防災会	平成 19 年 3 月 22 日	間口地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
18	久下二丁目自主防災会	平成 20 年 8 月 1 日	上崎第 1 区自主防災会	平成 20 年 10 月 25 日	柳生新田自主防災会	平成 19 年 3 月 22 日	新井新田地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
19	久下一丁目自主防災会	平成 20 年 12 月 1 日	上種足第 7 区安全、安心の会	平成 20 年 11 月 1 日	陽光台自主防災会	平成 19 年 8 月 30 日	北大桑上地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
20	東栄町自主防災会	平成 21 年 4 月 4 日	若草まもり隊	平成 20 年 12 月 6 日			北大桑下地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
21	元町自主防災会	平成 21 年 8 月 2 日	三丁目町内自主防災会	平成 21 年 2 月 1 日			松永新田地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
22	高畑町内会自主防災会	平成 21 年 12 月 5 日	外川区防災共助会	平成 21 年 2 月 8 日			杓子木地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
23	久下四丁目自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日	内田ヶ谷西部区安心安全の会	平成 21 年 4 月 1 日			生出地区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
24	花崎一丁目自主防災会	平成 23 年 9 月 1 日	芋莖戸塚地区自主防災防犯組織	平成 21 年 4 月 1 日			細間地区自主防災会	平成 19 年 4 月 2 日
25	中央一丁目自主防災防犯会	平成 24 年 4 月 1 日	下崎地区自主防災防犯会	平成 21 年 5 月 1 日			北下新井下西地区防災会	平成 19 年 5 月 1 日
26	久下五丁目自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日	正能 2 区自主防災防犯会	平成 21 年 5 月 29 日			堀南三区自主防災会	平成 19 年 5 月 20 日
27	町屋新田自主防災防犯会	平成 24 年 4 月 1 日	騎西 1 丁目自主防災会	平成 21 年 7 月 12 日			堀南一区自主防災会	平成 19 年 6 月 9 日
28	本町自主防災防犯会	平成 24 年 8 月 5 日	上崎第 2 区自主防災会	平成 22 年 2 月 1 日			中渡地区自主防災会	平成 19 年 8 月 19 日
29	中央二丁目自主防災防犯会	平成 25 年 4 月 1 日	内田ヶ谷東部自主防災防犯会	平成 22 年 2 月 1 日			堀北一区自主防災会	平成 19 年 9 月 1 日

30	不動岡第二区自主防災会	平成 26 年 4 月 5 日	二丁目防災防犯自治会	平成 22 年 4 月 1 日			堀北二区自主防災会	平成 19 年 10 月 1 日
31	下高柳自主防災会	平成 26 年 10 月 1 日	芋荃本村自主防災防犯会	平成 22 年 4 月 1 日			堀南二区自主防災会	平成 19 年 10 月 1 日
32	花崎北合同自主防災会	平成 27 年 7 月 13 日	芋荃白山自主防災防犯の会	平成 22 年 4 月 1 日			十軒地区自主防災会	平成 19 年 10 月 1 日
33	花崎二丁目自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日	上高柳下防災、防犯の会	平成 22 年 4 月 1 日			東ヶ丘自主防災会	平成 20 年 2 月 3 日
34	南大桑自主防災防犯会	平成 27 年 4 月 11 日	下種足 1 区防災防犯の会	平成 23 年 5 月 9 日			渡沼地区自主防災会	平成 20 年 2 月 3 日
35	花崎四丁目自主防災防犯会	平成 28 年 9 月 1 日	中ノ目第 9 区自主防災防犯の会	平成 23 年 5 月 15 日			北下新井上地区自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日
36	富士見町自主防災会	平成 29 年 1 月 15 日	戸崎地区自主防災会(戸崎上・下統合)	平成 24 年 12 月 7 日			北下新井下東地区自主防災会	平成 22 年 1 月 9 日
37	睦町自主防災会	平成 29 年 1 月 21 日	根古屋自主防災会	平成 26 年 4 月 1 日			道目地区自主防災会(道目 上・中・下統合)	平成 24 年 4 月 1 日
38	愛宕自主防災会	平成 29 年 4 月 1 日	鴻荃川北自主防災会	平成 26 年 10 月 19 日				
39	向川岸町自主防災防犯会	平成 29 年 4 月 1 日	鴻荃川南自主防災会	平成 29 年 2 月 12 日				
40	志多見4区自主防災会	平成 29 年 4 月 22 日	西ノ谷第12区自主防災・防犯の会	平成 29 年 6 月 18 日				
41	志多見5区自主防災会	平成 29 年 4 月 15 日	牛重上区自主防災防犯の会	平成 30 年 4 月 1 日				
42	志多見第1区自主防災会	平成 29 年 6 月 1 日	牛中防災防犯会	令和 2 年 4 月 1 日				
43	割目自主防災会	平成 29 年 6 月 1 日	牛重下自主防災防犯会	令和 2 年 4 月 1 日				
44	志多見第三区自主防災会	平成 29 年 9 月 17 日						
45	馬内第二区自主防災会	平成 29 年 9 月 24 日						
46	志多見第二区自主防災会	平成 29 年 11 月 1 日						
47	西大門町自主防災防犯会	平成 30 年 4 月 8 日						
48	多門寺自主防災防犯会	平成 30 年 5 月 1 日						
49	下樋遣川自主防災会	平成 30 年 11 月 10 日						
50	花崎三丁目自主防災会	平成 31 年 4 月 23 日						
51	三俣第二区	平成 31 年 4 月 14 日						
52	久下三丁目自主防災会	令和 1 年 7 月 1 日						
53	樋遣川第二区自主防災会	令和 2 年 1 月 19 日						
54	水深区自主防災会	令和 2 年 4 月 1 日						
55	常泉区自主防災会	令和 2 年 4 月 1 日						
56	不動岡二丁目町内会自主防災会	令和 2 年 12 月 12 日						
57	岡古井地区自主防災組織	令和 3 年 4 月 1 日						
58	下谷自主防災会	令和 3 年 5 月						
59	大室区自主防災防犯会	令和 3 年 5 月						
合計		59		43		19		37
							合 計	158

資料第 1 7

浸水想定区域内の要援護者利用施設一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

No	利用施設区分	施設名称	住所	電話番号
1	小学校	加須小学校	本町 4-25	0480-61-1001
2	小学校	不動岡小学校	不動岡 798	0480-61-2611
3	小学校	三俣小学校	北小浜 850	0480-61-2612
4	小学校	礼羽小学校	礼羽 560	0480-61-2613
5	小学校	大桑小学校	南大桑 3388-1	0480-65-2207
6	小学校	水深小学校	大室 165	0480-65-2205
7	小学校	樋遣川小学校	下樋遣川 427	0480-68-5770
8	小学校	志多見小学校	志多見 633	0480-61-2339
9	小学校	大越小学校	大越 2115	0480-68-6606
10	小学校	花崎北小学校	花崎北 3-1	0480-66-2567
11	小学校	加須南小学校	下高柳 1991	0480-63-2255
12	小学校	騎西小学校	騎西 52-3	0480-73-0004
13	小学校	田ヶ谷小学校	内田ヶ谷 447-3	0480-73-0299
14	小学校	種足小学校	中種足 123	0480-73-0199
15	小学校	鴻荃小学校	鴻荃 1596-2	0480-73-0063
16	小学校	高柳小学校	上高柳 889	0480-73-1549
17	小学校	北川辺西小学校	麦倉 1189	0280-62-2021
18	小学校	北川辺東小学校	向古河 54	0280-62-2202
19	小学校	大利根東小学校	旗井 807	0480-72-3116
20	小学校	原道小学校	細間 699	0480-72-3117
21	小学校	豊野小学校	生出 313-1	0480-72-3114
22	小学校	元和小学校	北下新井 521-1	0480-72-3115

23	中学校	昭和中学校	北小浜 70	0480-61-0300
24	中学校	加須西中学校	馬内 1	0480-61-2625
25	中学校	加須東中学校	花崎 1-22-1	0480-65-2206
26	中学校	加須北中学校	上樋遣川 4128	0480-68-5651
27	中学校	加須平成中学校	南大桑 1860	0480-67-1221
28	中学校	騎西中学校	騎西 1001	0480-73-0039
29	中学校	北川辺中学校	麦倉 3705	0280-62-2402
30	中学校	大利根中学校	下新井 1705-1	0480-72-3118
31	中学校	開智未来中学校	麦倉 1238	0280-61-2021
32	高等学校	不動岡高等学校	不動岡 1-7-45	0480-61-0140
33	高等学校	花咲徳栄高等学校	花崎 519	0480-65-7181
34	高等学校	開智未来高等学校	麦倉 1238	0280-61-2021
35	特別支援学校	県立騎西特別支援学校	上種足 888	0480-73-3510
36	幼稚園	加須幼稚園	東栄 1-4-3	0480-61-2602
37	幼稚園	三俣幼稚園	北小浜 867-1	0480-62-2553
38	幼稚園	礼羽幼稚園	馬内 622	0480-61-0259
39	幼稚園	大桑幼稚園	南大桑 3388-1	0480-65-0097
40	幼稚園	水深幼稚園	大室 165	0480-65-2204
41	幼稚園	花崎北幼稚園	花崎北 3-18-1	0480-66-2566
42	幼稚園	騎西中央幼稚園	騎西 52-3	0480-73-3225
43	幼稚園	北川辺幼稚園	向古河 2025-1	0280-62-2347
44	幼稚園	花咲幼稚園	大室 255-1	0480-66-3864
45	幼児・児童施設	児童センター加須児童館	東栄 1-5-27	0480-62-5331
46	幼児・児童施設	児童センター花崎児童館	花崎北 3-17-14	0480-67-3415

47	幼児・児童施設	みつまた児童館	北小浜 572	0480-62-6820
48	幼児・児童施設	利根川こども館	外野 350-16	0480-68-6130
49	幼児・児童施設	子育て支援センター愛の泉ふれあいホーム	土手 2-15-57	0480-62-2990
50	幼児・児童施設	加須保育園子育て支援センター	本町 15-3	0480-61-0509
51	幼児・児童施設	花崎保育園子育て支援センター	花崎 351	0480-66-4188
52	幼児・児童施設	三俣第一保育園子育て支援センター	北小浜 572	0480-62-6820
53	幼児・児童施設	吉川保育園子育て支援センター	騎西 352-2	0480-73-5102
54	幼児・児童施設	北川辺子育て支援センター(レインボーキッズ)	向古河 2025-1	0280-62-2090
55	幼児・児童施設	大利根子育て支援センター(ぴっぴ)	旗井 1450-1	0480-72-8036
56	幼児・児童施設	加須幼稚園子育て支援センター	東栄 1-4-3	0480-61-2602
57	幼児・児童施設	三俣幼稚園子育て支援センター	北小浜 867-1	0480-62-2553
58	幼児・児童施設	礼羽幼稚園子育て支援センター	馬内 622	0480-61-0259
59	幼児・児童施設	大桑幼稚園子育て支援センター	南大桑 3388-1	0480-65-0097
60	幼児・児童施設	水深幼稚園子育て支援センター	大室 165	0480-65-2204
61	幼児・児童施設	花崎北幼稚園子育て支援センター	花崎北 3-18-1	0480-66-2566
62	幼児・児童施設	騎西中央幼稚園子育て支援センター	騎西 52-3	0480-73-3225
63	幼児・児童施設	北川辺幼稚園子育て支援センター	向古河 2025-1	0280-62-2347
64	幼児・児童施設	子どもふれあいの家	大室 174-1	0480-66-0016
65	児童家庭支援センター	愛泉こども家庭センター	土手 2-15-57	0480-62-2433
66	保育所	第一保育所	東栄 1-12-45	0480-61-4326
67	保育所	こすもす保育園	久下 2-27	0480-65-2208
68	保育所	第四保育所	船越 87-1	0480-65-6152
69	保育所	騎西保育所	上崎 1854-1	0480-73-5360
70	保育所	北川辺保育所	麦倉 1082-1	0280-62-2357

71	保育所	わらべ保育園	北下新井 669-1	0480-78-1600
72	保育所	加須保育園	本町 15-3	0480-61-0509
73	保育所	不動岡保育園	不動岡 1269	0480-61-1207
74	保育所	不動岡第二保育園	不動岡 895-1	0480-48-5028
75	保育所	三俣第一保育園	北小浜 572	0480-62-6820
76	保育所	三俣第二保育園	北小浜 572	0480-62-6820
77	保育所	三俣第三保育園	睦町 2-76-1	0480-62-6820
78	保育所	愛泉幼稚園	土手 2-15-57	0480-61-2627
79	保育所	リトル花保育園	礼羽 10-1	0480-53-8278
80	保育所	花崎保育園	花崎 351	0480-66-4188
81	保育所	にしき保育園	川口 1301-2	0480-66-1656
82	保育所	みなみ保育園	下高柳 1997-1	0480-62-7115
83	保育所	戸川保育園	戸川 152-1	0480-68-5610
84	保育所	志多見保育園	志多見 520-1	0480-61-5613
85	保育所	吉川保育園	騎西 352-2	0480-73-5102
86	認定こども園	騎西桜が丘	下崎 370	0480-53-9671
87	認定こども園	大利根ふじこども園	旗井 547-1	0480-72-3805
88	認可外保育所	中田病院院内保育室	元町 656-1	0480-62-0723
89	認可外保育所	かぞヤクルト販売株式会社 かぞ駅南保育園 ルーム	富士見町 365-1	0480-48-5762
90	認可外保育所	ウィステリア保育所	花崎北 1-14-2	0480-31-7844
91	認可外保育所	センコーなかよし保育園	中ノ目 7	0480-53-9112
92	認可外保育所	ぶなの木保育園	間口 1120-1	0480-78-0720
93	認可外保育所	ラビット保育園 “加須豊野台”	豊野台 1-471-6	0480-38-6433
94	幼児・児童施設	加須市簡易通園母子訓練施設（あすなろ園）	本町 2-36	0480-62-6975

95	乳児院	愛泉乳児園	土手 2-15-57	0480-62-3321
96	児童養護施設	愛泉寮	土手 2-15-57	0480-61-0341
97	児童養護施設	光の子どもの家	砂原 277	0480-72-3883
98	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	加須小学校放課後児童健全育成室	本町 4-25	0480-61-3380
99	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	不動岡小学校放課後児童健全育成室	不動岡 798	0480-62-6998
100	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	三俣小学校放課後児童健全育成室	北小浜 867-1	0480-61-0282
101	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	礼羽小学校放課後児童健全育成室	馬内 622	0480-61-2015
102	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	花崎北小学校放課後児童健全育成室	花崎北 3-1	0480-66-2835
103	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	大桑小学校放課後児童健全育成室	南大桑 3388-1	0480-66-0519
104	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	水深小学校第一放課後児童健全育成室	大室 165	0480-66-1123
105	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	水深小学校第二放課後児童健全育成室	大室 174-1	0480-66-0016
106	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	水深小学校第三放課後児童健全育成室	大室 165	0480-66-0315
107	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	加須南小学校放課後児童健全育成室	下高柳 1991	0480-62-5538
108	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	樋遣川小学校放課後児童健全育成室	下樋遣川 427	0480-68-6385
109	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	志多見小学校放課後児童健全育成室	志多見 633	0480-61-5199
110	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	大越小学校放課後児童健全育成室	大越 2115	0480-68-3151
111	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	大利根東放課後児童健全育成たなばた室	旗井 807	0480-72-7621
112	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	原道放課後児童健全育成のぎく室	細間 699	0480-72-6844
113	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊野放課後児童健全育成もみじ室	生出 313-1	0480-72-7622
114	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	元和放課後児童健全育成かえで室	北下新井 521-1	0480-72-7623

115	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	かぞ児童クラブ	本町 15-3	0480-61- 0509
116	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	みつまた児童クラブ	北小浜 572	0480-62- 6820
117	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	みつまた第三児童クラブ	睦町 2-76-1	0480-62- 6820
118	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	愛泉学童クラブ つばさ組	土手 2-15-57	0480-61- 8220
119	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	愛泉学童クラブ おおぞら組	土手 2-15-57	0480-61- 8220
120	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	リトル花学童クラブ	礼羽 11-1	0480-38- 9474
121	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	にしき学童	川口 1299-4	0480-65- 3303
122	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	みなみ児童クラブ	下高柳 1997-1	0480-62- 7115
123	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	騎西風の子学童クラブ	騎西 52-21	0480-73- 7780
124	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	学童保育室ふたばクラブ	下崎 370	0480-53- 9671
125	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	田ケ谷くすの木学童クラブ	内田ケ谷 447- 3	0480-73- 0911
126	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	種足つばさ学童クラブ	中種足 123-4	0480-73- 8222
127	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	鴻荃おおぞら学童クラブ	鴻荃 1596-2	0480-73- 7510
128	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	高柳けやき学童クラブ	上高柳 889	0480-73- 5720
129	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	北川辺学童保育の会げんきクラブ	麦倉 1189	0280-62- 5030
130	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	東小学童クラブの会きらきらキッズ	向古河 74-2	0280-62- 5501
131	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	東小学童クラブの会きらきらキッズ第2	向古河 54	0280-33- 3880
132	サービス付き 高 齢者向け住宅	ロイヤルレジデンス加須	中央 1-7-57	0480-48- 6111
133	通所介護	デイサービスセンター ハーモニー	本町 6-33 本町福島ク リニック 3 階	0480-48- 7561
134	地域密着型通所 介護	デイサービス未来 加須	元町 9-10	0480-53- 8860

135	地域密着型通所介護	リハスタジオ・プラス	南町 6-15	0480-62-0012
136	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームほほえみ加須	富士見町 364-1	0480-53-8324
137	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム和み加須	富士見町 364-2	0480-48-6421
138	短期入所生活介護	介護老人福祉施設久下けやきハウス	久下 3-6-1	0480-67-0014
139	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設久下けやきハウス	久下 3-6-1	0480-67-0014
140	地域密着型通所介護	デイサービスセンターひばりの里	久下 1625-1	0480-67-0069
141	認知症対応型共同生活介護	グループホーム加須ひばりの里	久下 1625-1	0480-67-0065
142	地域密着型通所介護	結デイサービス	下谷 1439	0480-62-6339
143	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ケア・ビレッジシャローム	岡古井 73	0480-61-3810
144	短期入所療養介護	介護老人保健施設ケア・ビレッジシャローム	岡古井 73	0480-61-3810
145	介護老人保健施設	介護老人保健施設ケア・ビレッジシャローム	岡古井 73	0480-61-3810
146	通所介護	デイサービス ラスベガス加須	諏訪 1-6-28	0480-63-4663
147	サービス付き高齢者向け住宅	レジデンス加須	諏訪 1-6-28	0480-63-4660
148	地域密着型通所介護	早稲田イーライフ加須	向川岸町 4-29	0480-53-5173
149	地域密着型通所介護	デイサービスセンター ひまわり	向川岸町 7-39	0480-61-3069
150	通所リハビリテーション	埼玉医療生活協同組合加須ふれあいクリニック 通所リハビリテーション事業所	下三俣 1790-1	0480-61-8561
151	通所介護	コンパスウォーク加須	北小浜 40-7	0480-48-7439
152	通所介護	三俣保育園 併設 みつまたデイサービスセンター	北小浜 572	0480-62-2653
153	認知症対応型共同生活介護	グループホーム明日葉かぞ・ひだまり	北小浜 821-1	0480-63-0155
154	認知症対応型共同生活介護	グループホーム明日葉かぞ・こもれび	北小浜 821-3	0480-62-1200
155	介護医療院	十善病院介護医療院	愛宕 1-9-16	0480-61-2595
156	通所介護	デイサービスハッピーハウス	礼羽 468-1	0480-31-9847
157	通所介護	リハビリセンター 溪	馬内 554-1	0480-44-9876
158	通所介護	加須ケアセンターそよ風	花崎 3-5-1	0480-67-2185

159	短期入所生活介護	加須ケアセンターそよ風	花崎 3-5-1	0480-67-2185
160	認知症対応型共同生活介護	加須グループホームそよ風	平永 939-4	0480-63-2271
161	地域密着型通所介護	花みずきデイサービスセンター	花崎北 1-6-7	0480-48-7020
162	サービス付き高齢者向け住宅	介護付き高齢者住宅ウィステリア	花崎北 1-14-2	0480-31-7129
163	地域密着型通所介護	ミモザ花崎	花崎北 1-18-2	0480-48-6026
164	小規模多機能型居宅介護	ミモザ花崎	花崎北 1-18-2	0480-48-6026
165	有料老人ホーム	有料老人ホームさいたま妙松苑	志多見 2334-5	0480-61-2343
166	通所介護	愛の泉デイサービスセンター	水深 869-1	0480-65-0280
167	短期入所生活介護	愛泉苑ショートステイ	水深 869-1	0480-65-4122
168	介護老人福祉施設	愛泉苑	水深 869-1	0480-65-4122
169	認知症対応型通所介護	デイサービスあいせん	水深 869-17	0480-67-2360
170	養護老人ホーム	あいせんハイム	水深 869-17	0480-67-2350
171	通所介護	みずほの里通所介護	平永 142	0480-61-2228
172	短期入所生活介護	みずほの里 短期入所生活介護	平永 142	0480-61-2228
173	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームみずほの里	平永 142	0480-61-2228
174	地域密着型特定施設入居者生活介護	ケアハウスみずほの里	平永 142	0480-61-2228
175	通所介護	利根いこいの里デイサービスセンター	大越 1933	0480-69-1534
176	短期入所生活介護	利根いこいの里 ショートステイ	大越 1933	0480-69-1530
177	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設利根いこいの里	大越 1933	0480-69-1530
178	認知症対応型共同生活介護	グループホーム藤の里大越	大越 3386-1	0480-69-2943
179	有料老人ホーム	クリード騎西	騎西 61-12	0480-70-0133
180	短期入所生活介護	ショートステイひまわり	騎西 433-1	0480-31-8052
181	通所介護	加須元気館デイサービス爽やかな風	騎西 1062	0480-70-0177
182	通所介護	多賀谷寿光園デイサービスセンター	上崎 2037-1	0480-73-3161

183	短期入所生活介護	多賀谷寿光園 短期入所生活介護事業所	上崎 2037-1	0480-73-3161
184	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム多賀谷寿光園	上崎 2037-1	0480-73-3161
185	通所リハビリテーション	介護老人保健施設虹の園	上崎 2047-1	0480-70-2388
186	短期入所療養介護	介護老人保健施設虹の園	上崎 2047-1	0480-70-2388
187	介護老人保健施設	介護老人保健施設虹の園	上崎 2047-1	0480-70-2388
188	地域密着型通所介護	リハスタジオ花咲	鴻荃 6-1	0480-53-9452
189	短期入所生活介護	ショートステイ藤の里	鴻荃 2168-1	0480-73-8294
190	認知症対応型共同生活介護	グループホーム藤の里	鴻荃 2168-2	0480-73-2943
191	短期入所生活介護	ショートステイ藤の里Ⅱ	鴻荃 2170	0480-73-8294
192	通所介護	山崎デイサービス	根古屋 642-10	0480-73-7720
193	通所リハビリテーション	医療法人愛應会騎西病院 通所リハビリテーション事業所	日出安 1321	0480-70-1713
194	通所介護	デイサービスセンターなかよし	飯積 1904-1	0280-61-2301
195	通所リハビリテーション	介護老人保健施設北埼玉ヘルスケアビレッジ	麦倉 191	0280-62-3455
196	短期入所療養介護	介護老人保健施設北埼玉ヘルスケアビレッジ	麦倉 191	0280-62-3455
197	介護老人保健施設	介護老人保健施設北埼玉ヘルスケアビレッジ	麦倉 191	0280-62-3455
198	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター麦倉ひばりの里	麦倉 2116-2	0280-23-5152
199	認知症対応型共同生活介護	グループホーム麦倉ひばりの里	麦倉 2116-2	0280-62-3901
200	有料老人ホーム	あずみ苑 ラ・テラス新古河	向古河 2439-1	0280-61-2721
201	通所介護	ライゼ清輝苑デイサービスセンター	陽光台 2-883-75	0280-61-2125
202	短期入所生活介護	ライゼ清輝苑 ショートステイ	陽光台 2-883-75	0280-61-2120
203	介護老人福祉施設	ライゼ清輝苑 指定介護老人福祉施設	陽光台 2-883-75	0280-61-2120
204	短期入所生活介護	加須清輝苑 ショートステイ	陽光台 2-883-78	0280-23-1112
205	介護老人福祉施設	加須清輝苑 指定介護老人福祉施設	陽光台 2-883-78	0280-23-1112
206	通所介護	藤の里北川辺デイサービス	柳生 50-1	0280-33-6115

207	短期入所生活介護	万葉の郷 短期入所生活介護事業所	新川通 105-1	0480-72-1165
208	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム万葉の郷	新川通 105-1	0480-72-1165
209	通所介護	デイサービスセンターふれ愛の郷	新川通 179-1	0480-72-1690
210	短期入所生活介護	ふれ愛の郷 短期入所生活介護事業所	新川通 179-1	0480-72-1590
211	介護老人福祉施設	ふれ愛の郷	新川通 179-1	0480-72-1590
212	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれ愛の郷（菜の花）	新川通 181-1	0480-78-1653
213	通所リハビリテーション	加須東病院 通所リハビリテーションさくら	北下新井 1659	0480-72-7141
214	有料老人ホーム	リゾ・ライフ	砂原 287-1	0480-72-8787
215	介護老人福祉施設	社会福祉法人 昭仁会 介護老人福祉施設別邸 暁	琴寄 270-3	0480-53-6759
216	短期入所生活介護	社会福祉法人 昭仁会 介護老人福祉施設別邸 暁 短期入所生活介護	琴寄 270-3	0480-53-6759
217	通所介護	藤の里北川辺デイサービス	柳生 50-1	0280-33-6115
218	短期入所生活介護	ショートステイ久下さん家	久下 3-5-1	0480-53-6977
219	通所介護	デイサービスセンター久下さん家	久下 3-5-1	0480-53-6978
220	特定施設入居者生活介護	アーク加須	南町 16-22	0480-63-3700
221	小規模通所介護 通所サービス	めぐデイサービス加須	睦町 2-6-27	0480-53-5571
222	生活介護	きらり	上 樋 遣 川 3893-1	0480-53-9773
223	児童発達支援	みつまた子ども発達支援センター	北小浜 552	0480-62-6820
224	放課後等デイサービス	みつまた子ども発達支援センター	北小浜 552	0480-62-6820
225	保育所等訪問支援	みつまた子ども発達支援センター	北小浜 552	0480-62-6820
226	生活介護	加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園	北小浜 800-1	0480-63-2010
227	就労継続支援	加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園	北小浜 800-1	0480-63-2010
228	共同生活援助	グループホームつくしんぼ	多門寺 158-2	0480-31-9892
229	短期入所	グループホームつくしんぼ	多門寺 158-2	0480-31-9892
230	共同生活援助	グループホーム陽	南町 13-9	0480-77-5432

231	生活介護	元気な杜	南町 6-15	0480-61-8421
232	共同生活援助	グループホームウィステリア	花崎北 1-14-2	0480-31-7748
233	就労継続支援	市流	花崎 1-24-6	0480-53-8223
234	共同生活援助	ケアホームリリーズ	花崎北 4-2-35	0480-65-0229
235	就労継続支援	ワークすみぎわ	常泉 536-1	0480-65-1759
236	生活介護	けやき工房	志多見 397-1	0480-61-5788
237	就労継続支援	けやき工房	志多見 397-1	0480-61-5788
238	共同生活援助	ルピナス馬内	馬内 428-7	048-739-3888
239	共同生活援助	クレージュ	礼羽 523-1	048-562-5810
240	共同生活援助	ケアホームこいのぼり	下谷 900	0480-65-0229
241	共同生活援助	グループホーム藍	不動岡 3-4-5	0480-62-3005
242	共同生活援助	グループホーム悠々	不動岡 3-22-4	0480-62-3005
243	共同生活援助	グループホーム藍の花	不動岡 3-4-5	0480-62-3005
244	共同生活援助	シオン	土手 2-9-17	048-562-5810
245	共同生活援助	ルピナス愛宕	愛宕 2-5-5	048-739-3888
246	地域活動支援センター	地域活動支援センターこすもす	岡古井 109-2	0480-62-0073
247	共同生活援助	グループホーム暖	久下 1-26-9	0480-77-5432
248	共同生活援助	グループホームわかぎ	牛重 1349-1	0480-38-6875
249	短期入所	グループホームわかぎ	牛重 1349-1	0480-38-6875
250	児童発達支援	児童発達支援 S t o c k	根古屋 647-17	0480-70-0277
251	共同生活援助	グループホーム昇	根古屋 652-15	0480-77-5432
252	児童発達支援	多機能型重症児デイサービスいちご	騎西 1018-4	0480-73-0015
253	放課後等デイサービス	多機能型重症児デイサービスいちご	騎西 1018-4	0480-73-0015
254	短期入所	埼玉中央学園	上種足 894-1	0480-73-1969

255	障害児入所	埼玉中央学園	上種足 894-1	0480-73-1969
256	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス つばみ園	中ノ目 498-A棟	0480-53-8106
257	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス つばみ園	中ノ目 498-A棟	0480-53-8106
258	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス わかくさ園	中ノ目 498-B棟	048-594-7842
259	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス たいじゅ園	中ノ目 498-C棟	048-594-7842
260	就労継続支援	わかば	上崎 2701-1	0480-44-8808
261	共同生活援助	ケアホームぱる	外田ケ谷 579-1	0480-73-3301
262	生活介護	障害者サポートセンター「にじの家」	外記新田 112-1	0480-72-6281
263	就労継続支援	めぐ就労継続支援B型 加須	琴寄 385-2	0480-37-7877
264	就労継続支援	光の国	北大桑 214-3	0480-72-1198
265	共同生活援助	グループホーム太陽棟	外記新田 112-3	0480-72-7527
266	共同生活援助	グループホームいちご荘	道目 205-3	0480-48-5862
267	生活介護	ビビットラボ	麦倉 227-1	0280-33-6267
268	就労継続支援	ビビットラボ	麦倉 227-1	0280-33-6267
269	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ちゃんす	麦倉 2118-1	0280-33-6162
270	放課後等デイサービス	まんまる放課後等デイサービス	琴寄 2777-6	0120-992-209
271	就労継続支援	かぞ花崎キャリアセンター	花崎北 1-18-2	0480-47-0378
272	就労移行支援	かぞ花崎キャリアセンター	花崎北 1-18-2	0480-47-0378
273	就労継続支援	藤の里北川辺作業所	柳生 50-1	0280-33-6115
274	児童発達支援	グローバルキッズパーク加須店	向川岸町 237-3 2階	0480-53-8092
275	児童発達支援	グローバルキッズパーク加須店プラス	睦町 2-5-1	0480-47-0345
276	放課後等デイサービス	グローバルキッズメゾッド加須店プラス	睦町 2-5-1	0480-47-0345
277	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスなごみ	根古屋 640-1 ファストシメイ根古屋 1階	0480-53-3753

278	放課後等デイサービス	グローバルキッズパーク 74	向川岸町 237-3 2F-a	0480-53-3915
279	共同生活援助施設	グループホームふわふわ加須 A	上三俣 2306-3 1 階	0480-37-7097
280	共同生活援助施設	AMANEKU 加須中央	中央 2-3-33	070-1444-7751
281	共同生活援助施設	AMANEKU 加須大門町	大門町 17-35	070-1444-7751
282	共同生活援助施設	AMANEKU 加須騎西	騎西 1130-6	070-1444-7751
283	共同生活援助施設	グローバルホーム加須	川口 3-5-3	0480-47-0157
284	共同生活援助施設	ソーシャルインクルーホーム加須南篠崎 I	南篠崎 2-2-2	0480-53-8571
285	共同生活援助施設	ソーシャルインクルーホーム加須南篠崎 II	南篠崎 2-2-2	0480-53-8571
286	共同生活援助施設	グループホーム Piu piu	礼羽 171-6	048-579-5150
287	共同生活援助施設	ソーシャルインクルーホーム加須礼羽 I	礼羽 517-1	0480-53-7232
288	共同生活援助施設	グループホームぽっかぽか騎西	鴻荃 2346-5	0480-30-6781
289	就労継続支援	ワークデザイン	中央 1-5-19 飯田ビル 2 階	080-7212-9410
290	就労継続支援	勇希の森	平永 1057-2	0480-77-6588
291	短期入所	短期入所加須南篠崎	南篠崎 2-2-2	0480-53-8571
292	短期入所	AMANEKU 加須 短期入所	騎西 1130-6	070-1444-7751
293	短期入所	グループホームふわふわ加須	上三俣 2306-3	0480-37-7097
294	短期入所	ソーシャルインクルーホーム加須礼羽	礼羽 517-1	0480-53-7232
295	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスすみれ	麦倉 1206-1	0280-23-3697
296	共同生活援助	グループホームぽっかぽか不動岡	不動岡 2-1-6	0480-30-6781
297	共同生活援助	グループホームぽっかぽか外川	外川 453-5	0480-30-6781
298	共同生活援助	あじさい加須	土手 1-10-3	070-3192-5819
299	共同生活援助	あじさい土手	土手 1-10-3	070-3192-5819
300	共同生活援助	めぐホーム加須	北下新井 1813-2	03-5830-9050
301	共同生活援助	しんしんハウス	礼羽 669-3	090-2554-6382

302	共同生活援助	ソーシャルインクルホーム加須礼羽Ⅱ	礼羽 517-1	0480-53-7232
303	病院・診療所	中田病院	元町 6-8	0480-61-3122
304	病院・診療所	不動ヶ丘病院	岡古井 107	0480-62-3005
305	病院・診療所	西山救急クリニック	北小浜 408	0480-63-3111
306	病院・診療所	十善病院	愛宕 1-9-16	0480-61-2595
307	病院・診療所	スピカレディースクリニック	南篠崎 2252	0480-65-7750
308	病院・診療所	騎西病院	日出安 1313-1	0480-73-3311
309	病院・診療所	加須東病院	北下新井 1659	0480-72-2125
310	病院・診療所	埼玉県済生会加須病院	上高柳 1680	0480-70-0888

様式第 1 号

避難者受付簿

避難場所			
受付日	年	月	日 () 枚目

[illegible]

- | | | | | | |
|---|---|--|----|--|---|
| 住 所 | | 携帯電話番号（なければ自宅） | | 自治会名 | |
| | | | | | |
| 家族の状況 | ふりがな
氏 名 | 生年月日 | 性別 | 配慮が必要な事項
(該当に✓をし、特記事項があれば記入ください。) | 避難する方の健康状態 |
| | ①
世帯代表者 | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | ② | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | ③ | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | ④ | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | ⑤ | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | ⑥ | M T S H R
年 月 | | ☐ 災害時要援護者 ☐ 妊婦
☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ その他
特記事項 | ☐ 良好
☐ 体調不良
(状態) |
| | 避 難 の 状 況 | | | | |
| | ☐ 避難場所施設内 ☐ 避難場所駐車場（車内） ☐ その他（ ） | | | | |
| 避 難 方 法 | | | | | |
| ☐ 車（車種： 色： ナンバー： ）
☐ バス ☐ 自転車・徒歩 | | | | | |
| 避難場所内で協力
(看護師・防災士等の資格等あればカッコ内に記載) | | | | | |
| ① ☐ 可（ ） ☐ 不可、 ② ☐ 可（ ） ☐ 不可
③ ☐ 可（ ） ☐ 不可、 ④ ☐ 可（ ） ☐ 不可
⑤ ☐ 可（ ） ☐ 不可、 ⑥ ☐ 可（ ） ☐ 不可
丸数字は名簿の方です。 | | | | | |
| 親族、知人等からの安否確認への回答 | | ☐ 可 必ず家族全員の同意を得た上
☐ 不可 で☑を記入してください。 | | ペットの同伴 | ☐ 有 ※ケージ・キャリーバックが必要
種類（数）： （ ）
☐ 無 |

※以下の欄は記入しないでください

避難場所		受付番号	
避難日時	入所：	年 月 日	時
	退所：	年 月 日	時
特記事項			

避難場所日誌

日付	事 項	措 置 の 概 要	扱 者	班 長

避難場所物品受払簿

[illegible]

必要に応じて、品目別に作成すること。

摘要欄には、受入れ先、用途、払出し先等を明記すること。

り災証明申請書

年 月 日

加須市長 様

下記のとおり、り災証明書の発行を申請します。

申請者	住所	
	氏名	
事業所	住所	
	事業所名	

証明の種類	り災証明書			
被災住家の所在地				
被災住家の種類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他			
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通

※この欄には申請者は記入しないでください。

主管部課名	部			課			係			担当名	
摘要											
備考											
供覧	課長	主幹	合議	担当	関係部課						

り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	生 年 月 日
			明・大・昭 平・令 年 月 日
			明・大・昭 平・令 年 月 日
			明・大・昭 平・令 年 月 日
			明・大・昭 平・令 年 月 日
			明・大・昭 平・令 年 月 日

※ 事業者及び建物の所有者においては、世帯主を読み替えて適用する。

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地	
住家の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分 (水害の場合に限る)	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※ 住家とは、現実居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

加須市長 大 橋 良 一

被災証明申請書

年 月 日

加須市長 様

下記のとおり、被災証明書の発行を申請します。

申請者	住所	
	氏名	
事業所	住所	
	事業所名	

証明の種類	被災証明書			
被災者	1. 死亡 名	2. 行方不明 名		
	3. 重傷 名	4. 軽傷 名		
被災財産の種類				
被災の状況				
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通

※この欄には申請者は記入しないでください。

主管部課名	部 課 係			担当名					
摘要									
備考									
供覧	課長	主幹	合議	担当	関係部課				

被災証明書

被災場所		加須市	
フリガナ			
氏 名			
被災内容	被災年月日	年 月 日	午前・後 時 分頃
	被災の原因	1. 風水害 2. 地震災害 3. その他（ ）	
	被災者	1. 死亡 名 3. 重傷 名	2. 行方不明 名 4. 軽傷 名
	被災財産の種類		
	被災の状況		

上記のとおり、被災したことを証明する。

年 月 日

加須市長 大橋良一

被災者台帳情報（本人）

加須市

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1 から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
申請者連絡先			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

加須市確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：	マイナンバーカード	

加須市

風水害資料-470

	☐提供を同意する情報（ ） ※別添から番号を記入ください ☐提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供 ☐社会福祉協議会（再掲） ☐国（官署名： ） ☐被災者生活再建支援法人 ☐独立行政法人住宅金融支援機構 ☐その他 団体等名称： _____ 団体等連絡先（市において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ☐提供を同意する情報（ ） ※別添から番号を記入ください ☐提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ④その他 提供同意する団体名： _____ 提供を同意する理由： _____ _____ 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ☐提供を同意する情報（ ） ※別紙から番号を記入ください ☐提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い
--	---

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

安否情報照会書

加須市長		様	年 月 日
		申 請 者	
		住 所	
		氏 名	
下記の者について、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法第施行規則第8条の3の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由			
備 考			
を照会に 特定に係る 避難者又は 被災者 を特定する ために必要 な事項	氏 名		
	フリガナ		
	住 所		
	生 年 月 日		
	性 別		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		
※ 照会者の本人確認			
※その他の照会者を特定 するために必要な情報			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

加須市長

年 月 日付けで照会があった安否情報について、
下記のとおり回答します。

負傷・疾病の状況		
勤務先又は居所の 住所及び電話番号		
その他安否の確認に 必要と認められる情報		
安否情報保有の有無		
照会に係る 避難者又は被災者	住 所	
	氏 名	
	フリガナ	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

発 生 速 報

加須市

		発信部署			
月	日	時	分	発信	
		発信者			受信者
1 被 害 発 生	被害・災害				
	被害・災害の要因				
	年 月 日				
	午前・後 時 分頃				
2 被 害 場 所					
3 被 害 程 度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

加須市

				発信者				受信者					
災害の種別				発生地域									
被害日時		自		月		日		至		月		日	
報告区分		発生						経過					
区 分				被 害		区 分				被 害			
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流出・埋没		ha			
	行方不明者		人					冠水		ha			
	負傷者	重 傷	人				畑	流出・埋没		ha			
		軽 傷	人					冠水		ha			
住家被害	全壊(焼)(流失)		棟			道被害	決壊		箇所				
			世帯				冠水		箇所				
			人			その他の被害	文教施設		箇所				
	半壊(焼)	棟			病院		箇所						
		世帯			橋りょう		箇所						
		人			河川		箇所						
	一部破損	棟			砂防		箇所						
		世帯			清掃施設		箇所						
		人			崖くずれ		箇所						
	床上浸水	棟			鉄道不通		箇所						
		世帯			被害船舶		隻						
		人			水道		戸						
	床下浸水	棟			電話		回線						
		世帯			電気		戸						
		人			ガス		戸						
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			り災世帯数		世帯				
半壊(焼)			棟			り災者数		人					
その他		全壊(焼)	棟			火災発生	建物		件				
		半壊(焼)	棟				危険物		件				
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難情報の状況 市町村数 人 員 地区数 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)													

被害状況調

(1/2)

加須市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分				被 害	区 分				被 害	
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人				畑	冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			流出・埋没		ha		
		軽傷	人			冠水	ha			
					道被路害	決壊		箇所		
				冠水		箇所				
住家被害	全壊		棟		その他の被害	文教施設		箇所		
			世帯			病院		箇所		
			人			橋りょう		箇所		
	半壊		棟			河川		箇所		
			世帯			砂防		箇所		
			人			清掃施設		箇所		
	一部破損		棟			崖くずれ		箇所		
			世帯			鉄道不通		箇所		
			人			被害船舶		隻		
	床上浸水		棟			水道		戸		
			世帯			電話		回線		
			人			電気		戸		
	床下浸水		棟			ガス		戸		
			世帯			ブロック塀等		箇所		
			人							
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			り災世帯数			世帯
半壊(焼)			棟		り災者数			人		
その他		全壊(焼)	棟		火災発生	建物		件		
		半壊(焼)	棟			危険物		件		
					その他		件			

区 分		被 害	市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称				
公立文教施設	千円			設 置	月 日 時			
農林水産施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小計	千円			解 散	月 日 時			
公立施設被害 市町村数		団体		災設 害置				
そ の 他	農産被害	千円		対市 策町 本村 部数			計 団体	
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名				
	商工被害	千円						
	その他	千円			計 団体			
被害総額		千円		消防職員 出動延人数	人			
				消防団員 出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難情報の状況）							

用 語	解 説
溢水（いっすい）	堤防のないところで河川の水があふれること。
大雨警報	気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表する。
大雨特別警報	気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。
解析雨量	アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。
家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。
加須市・羽生市水防事務組合	加須市及び羽生市をもって組織される利根川右岸及び左岸並びに渡良瀬川右岸の水防に関する事務を処理する組織のこと。
関東どまんなかサミット会議	加須市、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町で構成される、関東4県の県境に位置する隣接自治体が相互に協力・連携することで、魅力ある圏域の形成を目指す組織のこと。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報のこと。
緊急安全確保	住民の生命に被害が発生する災害が切迫または現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとること促す情報として、通常は市区町村長の判断で発令される。【警戒レベル5】
広域避難	他の自治体への避難、または自らの自治体内であっても、居住地域・地区外等の浸水区域外への立退き避難すること。
広域避難における共同検討	利根川中流4県境広域避難協議会のメンバー市町が広域避難に関する共同検討を開始すること。
洪水警報	気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表する。
災害対策情報収集室	災害時に迅速・的確な情報を基に災害対策本部で協議し、最終的な意思決定を行うために必要な情報を収集する組織。複数の気象情報等を総合的に把握していくほか、関係機関、部署、避難場所等と本部との情報連携を円滑に行うとともに、避難情報発令等の検討を行う。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
指定河川洪水予報	水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。流域面積の大きい河川が対象となる。
水防団	水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織のこと。
高齢者等避難	危険な場所から、避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者が、安全な場所へ立ち退き避難をし、それ以外の方は、立ち退き避難をする準備をし、自発的に避難すべきことを知らせ促す情報として、市町村長の判断で発令される。【警戒レベル3】
災害時要援護者	高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等、風水害時に特に配慮を要する者。
在宅災害時要援護者	「災害時要援護者」のうち、生活の基盤が自宅にある者で、次の「第5 在宅災害時要援護者の対象者の範囲」の要件に該当する者のこと。
水害時避難場所	大規模水害時において、避難情報発令段階ごとに、想定浸水深の比較的浅い場所にある加須地域及び騎西地域、市外の学校や公共施設、民間施設の合計54箇所に設ける避難場所のこと。
水害時【緊急】避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために垂直避難する場所のこと。

水位周知河川	水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。
垂直避難	切迫した状況において、屋内の2 階以上に避難すること。
水平避難	その場を立退き、少しでも安全な場所に一時的に避難すること。
水防団待機水位	水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。
特別警報	気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。
利根川中流4 県境広域避難協議会	広域避難を中心とした避難誘導体制の構築・強化を目的とし設立した協議会のこと。加須市、板倉町、古河市、境町、坂東市、館林市、佐野市、利根川上流河川事務所、気象庁が構成メンバーとなっている。
内水氾濫	市街地などに降った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなった状況で市街地などに水が溢れてしまう浸水害のこと。
氾濫発生情報	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなる時に発表される洪水予報のこと。
氾濫危険情報	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報のこと。
氾濫警戒情報	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなる時に発表される洪水予報のこと。
氾濫注意情報	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなる時に発表される洪水予報のこと。
氾濫注意水位	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。
避難指示	速やかに危険な場所からすべての人が立ち退き避難すべきことを指示する情報として、市町村長が発令する。【警戒レベル4】
避難情報	自主的広域避難情報や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の4 つの情報のこと。
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標のこと。
避難援助者	在宅災害時要援護者への日常的な声掛けや、風水害発生時の安否確認、避難誘導等の援助を行う付近住民等のこと。
避難支援等関係者	消防、警察、社会福祉協議会等といった関係機関に加え、自治協力団体、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団（水防団）など風水害発生時に在宅災害時要援護者の安否確認や避難誘導支援の中心的役割を担う者のこと。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。水害時避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。
防災アプリ	ハザードマップ、避難情報や避難場所開設情報などをスマートフォンで確認できるアプリのこと。
防災ラジオ	市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（住民票のある世帯）など無償で貸与される防災行政無線の放送を聞きくことができるラジオのこと。
流域	河川に流れ込む雨水が降り集まる地域のこと。
累加雨量	降り始めからの時刻までの雨量の合計量のこと。